

# 動画説明資料

## 1-1. 工業用水道事業の現状と、運営権制度の活用

(工業用水道事業の現状)

施設・管路の経年化に伴い、更新のための多くの投資が必要となり、**厳しい経営環境に直面**

事業基盤の強化を図るための最善の手法を検討

⇒ **「公共施設等運営権制度」を工業用水道事業に活用**

- 市は、工業用水道施設を保有する地方公営企業の管理者としての立場を堅持
- 事業者の持つ経営ノウハウや技術を事業運営全般に取入れ、収益性の向上、コスト縮減を図る

**将来にわたり、工業用水の安定供給と持続可能な事業運営をめざす**

## 1-2. 事業者選定の経過

2020年 10月 公募開始

2021年 6-7月 事業提案審査

8月 優先交渉権者を選定

9月 S P Cに公共施設等運営権を設定

10月 市とS P Cにて実施契約を締結



**2022年4月の事業開始に向け、市とS P Cにて  
業務引継ぎなどの調整をしながら準備を進めています**

## 1-3. 給水料の設定

実施方針条例にて、以下の事項を規定しています

### ➤ 料金制度の選択制

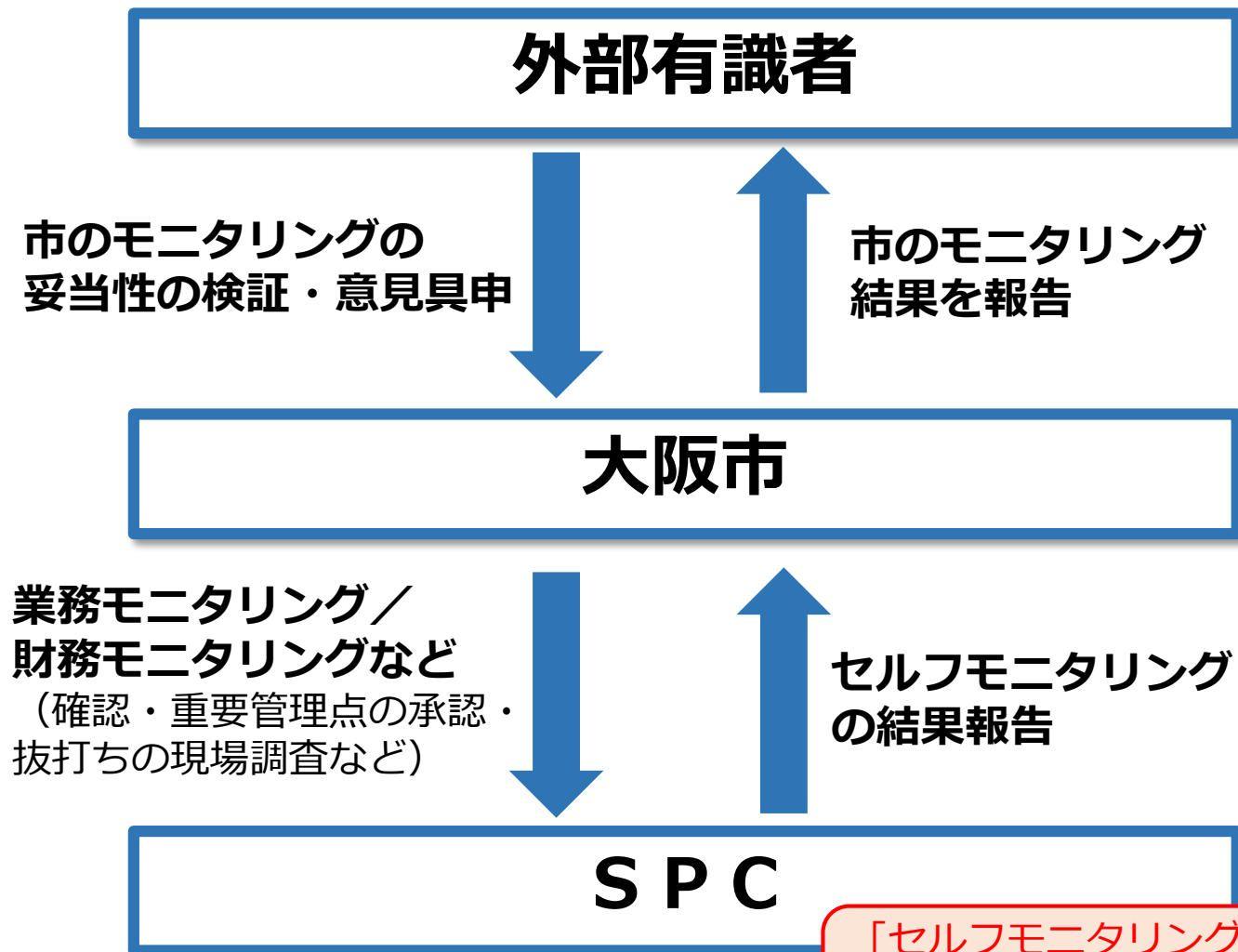
S P Cは、『従来の料金制度』とは別に『新たな料金制度』を定め、お客さまがどちらかを選択できるようにすること

### ➤ 料金上限の設定

『新たな料金制度』は、1年間の使用予定水量をもとに算定した年間の給水料について、『従来の料金制度』による給水料を超えないよう定めること

- 条例で定める上限を超える料金値上げが必要とS P Cが判断しても、S P C側の経営判断のみで実施できるものではない（市との協議が必要）
- 条例改正のためには、最終的に市議会での議決が必要

## 1-4. モニタリング体制



「セルフモニタリング計画」に基づき、各業務や財務状況等をセルフモニタリング

## 2. 試験料金プラン説明書

1. 試験料金プランとは、新料金プランを確定するために、事業開始後の2年間（令和4・5年度）で試験的に実施する料金プランです。
2. 試験料金プランを2年間実施・評価し、必要に応じて一部修正し、令和6年度以降引き続き新料金プランとして継続する予定です。
3. 試験料金プランは現行の料金プラン（責任水量制）との選択制とし、いずれかをお客さまに選択いただきます。
4. 試験料金プランの内容
  - ① お客さまの前年度（令和4年度から選択の場合は令和3年度）の**実使用水量**の年間合計を**基準実使用水量**とし、お客さまの当年度の**実使用水量累積値**が、基準実使用水量の1.1倍（**ハードル水量**といいます）を超過した翌月からその年度末（3月分）まで、**超過料金を10%減免します（超過水量単価70円を63円とします）**。
  - ② 2022（令和4）年度以降で、実使用水量の年間合計が基準実使用水量を超過した場合は、その年間合計を基準実使用水量として更新します。
  - ③ 実使用水量累積値の算定は今年度の3月31日の利用までを区切りとし、翌年度4月1日以降の利用分は新たに実使用水量累積値を0からのスタートとして算定します。
5. このプランを選択できるお客さまは、前年度の1年間（令和4年度から選択の場合は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の実使用水量の実績があり、実使用水量0m<sup>3</sup>の月がなく、かつ、弊社の**コンサルティングサービス**を受けることを了承いただけるお客さまとします。

## 2. 試験料金プラン説明書

### 6. コンサルティングサービスの内容

- ① コンサルティングサービスとは、お客さまへのヒアリングやアンケートの他、現場視察等による工水の使用状況調査、（許可を得た上で）他のお客さまの工水利用情報の共有、設計や施工の委託業者の紹介、工水利用のコスト削減の提案などを予定しております。
  - ② コンサルティングサービスは基本的に**無料**とします。
  - ③ 弊社が選定したお客さまから順にコンサルティングサービスを行います。すべてのお客さまにコンサルティングサービスを提供できないことをご了承ください。
  - ④ ただし弊社がコンサルティングサービスを提供できない場合でも、試験料金プランを選択し、実使用水量累積値がハードル水量を超過した場合は、その翌月から超過料金の10%を減免します。
  - ⑤ 調査にもとづき、弊社が工業用水の活用方法等をご提案します。**ご提案の採用可否についてはお客さまにお任せします。**
  - ⑥ お客さまから**開示いただく情報については可能な範囲で構いません。**
7. 試験料金プランを選択いただくことで、コンサルティングサービスに伴う打合せや調査にご協力いただく以外に、**余分なコストはかかりません。ペナルティ等も一切発生しません。**
8. 試験料金プランを選択いただき、実使用水量累積値がハードル水量を超過しない場合は、これまでと同じ現行の料金プラン（責任水量制）での料金計算となります。

## 2. 試験料金プラン説明書

- 責任使用水量が1日1m3を超えるお客さま（昭和50年代以前からご利用のお客さま）

（例）責任水量：100m3/月、基準実使用水量：1300m3、ハードル水量：1300×1.1=1430m3 の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
責任水量 (m3)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
超過水量 (m3)	60	50	90	50	60	50	60	110	190	120	110	100
実使用水量 (m3)	150	130	180	140	150	130	150	200	280	190	180	120
実使用水量の累積値 (m3)	150	280	460	600	750	880	1030	1230	1510	1700	1880	2000
ハードル水量	未達	未達	未達	未達	未達	未達	未達	未達	超過	超過料金単価70円を10% (7円) 減免		

※次年度以降の基準実使用水量は2000m3となる。（ハードル水量は2200m3）

- 責任使用水量が1日1m3のお客さま（昭和50年代以降からご利用のお客さま）

（例）責任水量：30m3/月、基準実使用水量：800m3、ハードル水量：800×1.1=880m3 の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
責任水量 (m3)	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
超過水量 (m3)	60	50	90	50	60	50	60	110	190	120	100	100
実使用水量 (m3)	90	80	120	80	90	80	90	140	220	150	130	130
実使用水量の累積値 (m3)	90	170	290	370	460	540	630	770	990	1140	1270	1400
ハードル水量	未達	未達	未達	未達	未達	未達	未達	未達	超過	超過料金単価70円を10% (7円) 減免		

※次年度以降の基準実使用水量は1400m3となる。（ハードル水量は1540m3）



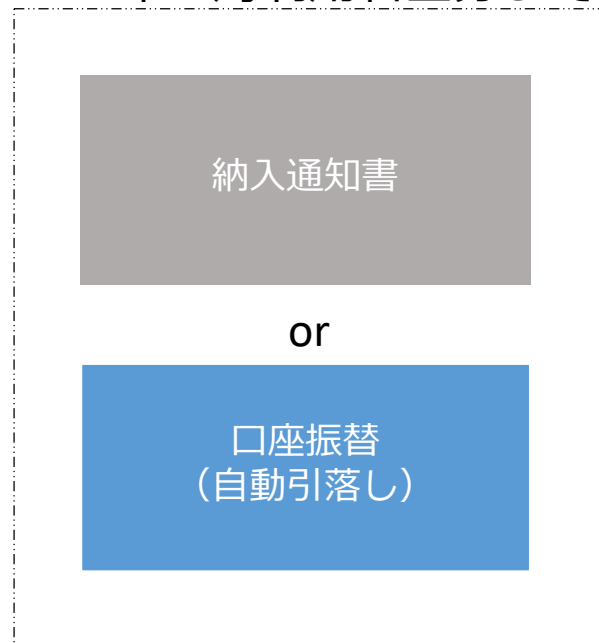
### 3. 支払方法説明書

#### (1) 工業用水道料金のお支払方法のご説明

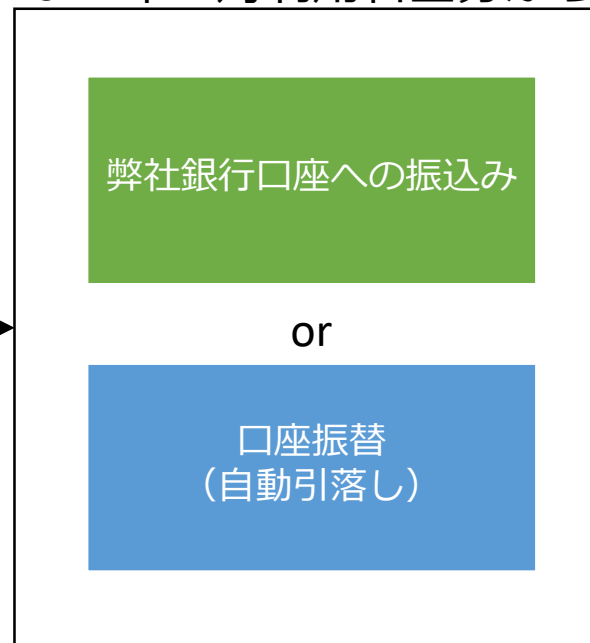
これまでお客さまには、工業用水道料金を納入通知書、もしくは、口座振替（自動引落し）により納付していただいておりますが、2022年4月利用料金分からは納入通知書による納付を廃止し、**弊社銀行口座への振込み**、もしくは**口座振替（自動引落し）**により工業用水道料金をお支払いしていただくこととなります。

※弊社は口座振替業務の一部を三菱UFJファクター株式会社に委託します。

2022年3月利用料金分まで



2022年4月利用料金分から



# 3. 支払方法説明書

## (2) 工業用水道料金のお支払方法の選択

### 弊社銀行口座への振込みによるお支払いの流れ

- ① 申込書別紙①の『弊社銀行口座への振込みを選択する』のチェックボックスにチェックしてください。
- ② 2022年4月利用分からの料金について、5月以降（5月10日前後を予定）弊社からお客さまに請求書を送付致します。
- ③ 請求書に記載の支払期日までに、弊社の銀行口座へお振込みをお願い致します。  
（※振込手数料は弊社負担としてお振込みください。）

### 口座振替（自動引落し）によるお支払いの流れ

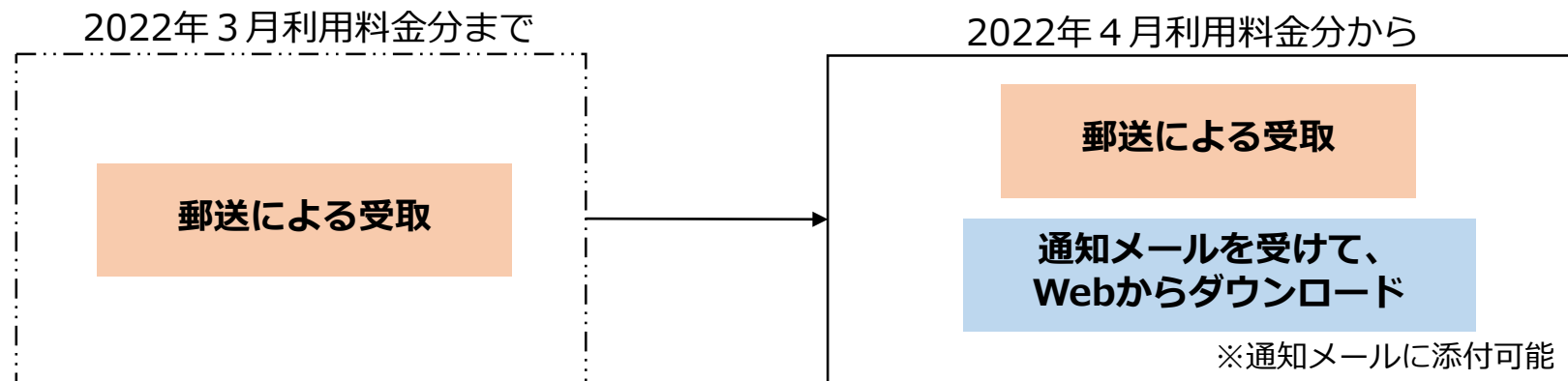
- ① 申込書別紙①の『口座振替を選択する』のチェックボックスにチェックしてください。
- ② 預金口座振替依頼書記入例に従い、預金口座振替依頼書を記入してください。
- ③ 預金口座振替依頼書の記入後、**お客様控えのみ**を切り離しお客さまにて保管ください。
- ④ お客様控えを切り離した預金口座振替依頼書を返信用封筒にて**3月18日までに**弊社にご返送ください。
- ⑤ 2022年4月利用分からの料金について、5月以降振替日の5日前までに、弊社からお客さまに『次回振替額のお知らせ』及び『振替済のお知らせ』を送付いたします。（※5月送付分は『次回振替額のお知らせ』のみ。6月から『次回振替額のお知らせ』及び『振替済のお知らせ』を送付致します。）

※預金口座振替依頼書は別ファイルにてご案内しております。そちらをご参照ください。

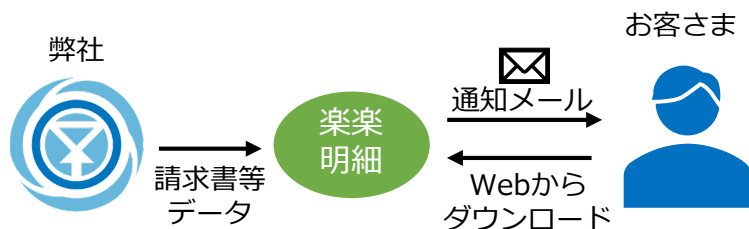
### 3. 支払方法説明書

#### (3) 請求書等のお受取り方法のご説明

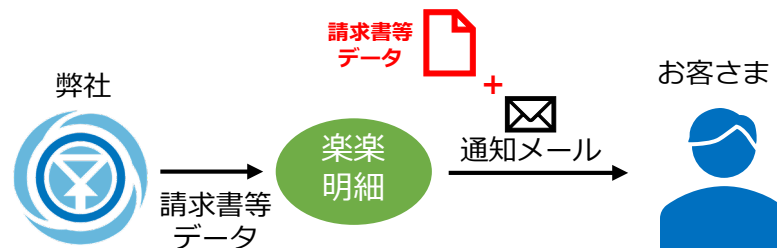
これまで、紙面にて納入通知書やお知らせ等の文書を大阪市からお客さまに郵送しておりましたが、インターネット上でご請求情報を確認できるサービス「楽楽明細」を導入し、お客さまには通知メールを受けて**webから請求書データやその他文書データをダウンロード**するという方法を選んでいただくことが可能となります。また、**無料オプション**の『通知メールに添付する』をお申込みいただいたお客さまには、請求書等データを添付した通知メールを送信致します。



【イメージ】通知メールを受けてwebからダウンロード



【イメージ】通知メールを受けてwebからダウンロード + 通知メールに添付



## 3. 支払方法説明書

### (4) 請求書等のお受取り方法の選択

#### 『通知メールを受けて、webからダウンロード』申込から運用までの流れ

『通知メールを受けて、webからダウンロード』を選択されるお客さまは、以下の手順でお手続きをお願いいたします。

- ① 申込書別紙①の『通知メールを受けて、webからダウンロードを選択する』のチェックボックスにチェックしてください。
- ② 通知メールへの添付を希望されるお客さまは、申込書別紙①の『通知メールに添付する』のチェックボックスにチェックしてください。  
※『webからダウンロードを選択する』を選択したお客さまのみオプションとして『通知メールに添付する』を選択することができます。
- ① 4月以降、弊社からご担当者様にメールにて送付する『ご利用開始手順』に従い、ご登録手続きをお願いします。

登録手続きについてご不明な点がございましたら、お問い合わせフォームまたは弊社電話番号までお問い合わせください。

#### 『郵送による受取り』申込から運用までの流れ

これまで同様郵送によるお受け取りを希望されるお客さまは以下の手順でお手続きをお願いいたします。

- ① 申込書別紙①の『郵送による受取を選択する』のチェックボックスにチェックしてください。
- ② 申込書別紙①の『請求書送付先』を記入してください。

# 3. 支払方法説明書

## (5) 請求関連スケジュール

	3月			4月					5月				
	3週目	4週目	5週目	1週目	2週目	3週目	4週目	5週目	1週目	2週目	3週目	4週目	5週目
	請求元：大阪市								請求元：みおつくし (SPC)				
<input type="checkbox"/> 口座振込 を選択したお客さま	3月18日			4月1日		4月10日前後		4月25日前後	5月1日	5月10日前後		5月26日	
	申込書別紙①の提出			お知らせ票の送付 (FAX)		3月分料金請求書発送日		3月分料金支払期日・振替日	お知らせ票の送付 (FAX)	4月分料金請求書発送日		4月分料金支払期日・振替日	
<input type="checkbox"/> 口座振替 (自動引落し) を選択したお客さま	預金口座振替依頼書の提出					4月10日前後				5月10日前後			
						3月分料金 次回振替額のお知らせ発送日 振替済のお知らせ発送日				【市】振替済のお知らせ発送日 次回振替額のお知らせ発送日		4月分料金	
	3月18日期限の申込書にて 選択いただくお支払方法、 請求書のお受け取り方法は <b>4月分料金 (5月) から適用開始</b>												

※YouTubeの動画に掲載した図から『次回振替額のお知らせ』及び『振替済のお知らせ』発送日を修正しております。